

中間指針の要点（後半）

2011年8月20日

担当 赤石 あゆ子

1 「中間指針」で加筆された「風評被害」とは何か

① 一般的基準

「報道等により・・・汚染の危険性を懸念した消費者又は取引先により・・・買い控え、取引停止等をされたために生じた被害」

「敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有して」

② 具体的には

業種毎に類型を示し、これに当てはまるものは原則として賠償の対象

それ以外は、個別に事故との因果関係を判断

③ 損害項目は

- i 営業損害
- ii 就労不能に伴う損害
- iii 検査費用

2 「中間指針」が示す「農業の被害」にはどのようなものがあるか

【設例1】「出荷制限指示」と「風評被害」

私は、群馬県内で農業を営んでいます。野菜と米を作っていて、ホウレンソウの出荷制限による損害についてはすでに仮払いを受けました。原発事故の頃はちょうどホウレンソウが旬を迎えていましたが、3月21日に原子力対策本部が出した出荷制限指示のため、全く出荷できなくなってしまいました。ちょうど収穫して出荷できるほどに生

育したものばかりでなく、順次収穫する予定だったものもあきらめざるを得ませんでした。また、出荷制限は4月8日解除されましたが、その後も出荷しても売れる見通しは全くなくなっていたので全て廃棄処分しました。さらに、例年だと4、5月からは別の野菜を作るのですが、このままでは他の作物も売れないだろうと思い、思い切って費用をかけて畑の土を入れ替え、従来の露地栽培をやめてハウス栽培にし、灌水設備も整えました。それなのに、収穫した野菜も群馬産というだけで消費者から敬遠されて、わずかしかなかった。すでに仮払いは受けていますが、まだ全額の賠償は受けていません。減収分だけでなく、新たに費用をかけた分についても賠償されるのでしょうか。さらに、8月12日、知事が米の出荷自粛要請を行いました。これも出荷制限と同じように考えて良いのでしょうか。

（中間指針第5・1，第7・1，2参照）

【設例2】肉牛に係る「風評被害」

私の家は、群馬県内の畜産農家です。肥育した肉牛を出荷するとともに、牛ふんを堆肥として出荷していました。しかし、事故後、肉牛の価格が下落してしまい、特に7月8日以降は壊滅的な打撃を受けています。県は7月31日から肉牛の全頭検査を始めましたが、検査待ちで出荷できない牛の飼料代など余分な費用もかかっています。検査がすむ頃には出荷月齢が過ぎて価格が大幅に下がることも心配です。また、7月25日に国が牛ふん堆肥の利用、生産、流通の自粛を要請したため、こちらも出荷できなくなりました。収入が減少した分だけでなく、余分にかかった費用も賠償してもらいたいのですが。

（中間指針第5・1，第7・1，2参照）

2 「中間指針」が示す「観光業の風評被害」にはどのようなものがあるか

【設例 2】観光業の「風評被害」と賠償の期間

私は、群馬県北部でホテル業を営んでいます。3月は春スキーなどで予約が一杯でしたが、3月11日以降キャンセルが相次ぎました。海外からの予約もありましたが、全てキャンセルされました。もちろんこれまでも多少のキャンセルはありましたが、今回のキャンセル件数は異常でした。キャンセルの理由はお聞きしていないので、地震のせいなのか原発事故のせいなのかは分かりません。事前に食材を仕入れていたのですが、これらも廃棄処分しなければなりません。今でも客足は遠のいたままですし、海外からの予約も昨年までに比べて大幅に減ったままです。私の減収分や廃棄処分にかかった費用はすべて賠償されるのですか。また、いつまで賠償が受けられるのですか。

（中間指針，第7・3参照）

【設例 3】「観光業」に含まれる範囲

私は、群馬県内の温泉地近くで、木工作品を制作して販売しています。また、私のいとは高崎駅構内の店で私が制作した品を販売しています。これらの品が観光客の目にとまり、売れ行きもまずまずでした。ところが、3月11日以来私の店もいこの店も売り上げがめっきり落ちてしまいました。こうした営業も「観光業」に含まれ、賠償の対象になるのでしょうか。

（中間指針第7・3参照）

3 「中間指針」が示す「輸出に係る風評被害」と「間接損害」とはどのようなものか

【設例 4】

群馬県内で製造業を営み、製品を海外に輸出しています。事故後、

輸出先から放射性物質による汚染のないことの証明を求められたため、費用をかけて検査を行わざるを得ませんでした。また、部品の一部を下請に出しているのですが、その工場が福島第一原発から5kmの場所にあり、事故以来操業ができなくなり部品が入ってこなくなりました。部品のストックが尽きた後は、別の業者を探すのに苦労しましたし、急な発注だったので代金も高くなってしまいました。あちこちの業者をまわって交渉や打合せをするのにかけた時間や交通費なども賠償してもらえるのでしょうか。また、長年の付き合いだった業者と比べてどうしても部品の微妙な調整がうまくいかず、製品の出来も今ひとつで、今後の売れ行きが懸念されます。

（中間指針第7・4，5，第8参照）